

宮城県高等学校美術展 出品規定

I 壁面展示 (油彩画・日本画・アクリル画・水彩画・版画・イラスト・平面デザイン・レリーフ等)

- ① 全ジャンル作品について必ず額装すること。ただし、レリーフ作品は、額装をしなくても良い。額の高さは6cm程度以内。(〈図1〉参照) ガラスは不可。
- ② 平面作品のサイズ規程(最大・最小)は、〈図1〉の通り。この範囲を厳守すること。(レリーフ・変形画面作品の場合も)
- ③ 作品には、ヒートン・吊り紐を必ず取り付けすること。紐は強度のあるものを使用し、緩みなくピンと強く張ること。(〈図2〉参照)
・作品は、〈図2〉のようにワイヤーとフックを使用して展示されます。会期中に作品が落下することのないよう配慮して取り付けすること。
・特にレリーフのような重量物は、厳重な対策を施してください。(軽量作品でも、紐をガムテープ等で止めただけでは落下しますので注意)
- ④ 組作品は、ひとつのパネルにまとめること。版画などの小品は、ユニット形式でマット使用可。(〈図4〉参照)
・組作品のサイズは、マットを除く作品自体の合計サイズが、〈図1〉の最小・最大サイズの範囲に収まること。
- ⑤ 作品裏面に、帯状用紙・作品名票を〈図2〉の図示通り添付すること。(各用紙内容の記入は正確に 誤字注意 鉛筆不可)

II 空間展示 (立体造形・工芸・陶芸・映像等)

- ① 自立可能な作品であること。壁面の使用・天井の使用は不可。(モビール等吊るすタイプの作品も同様)
・壁面を必要とする場合は、壁面やスタンド等を作品の一部として自作し、自立するようにすること。その際、底面900×900mmの範囲に収まるよう注意。
- ② 作品の最大サイズは〈図3〉の通り。底面900×900mm、高さ1800mmの空間中に必ず収まるよう制作すること。(※総文祭出品規定 重さ30kg以内)
- ③ 鑑賞者や周囲の作品に危害や影響を与えるような、音や光や臭いなどを出さないようにしてください。(生き物や、なまものの展示は不可)
- ④ サイズの小さい作品は、盗難防止の対策を施してください。(台座に接着・固定してしまう、ひもでつなぐ、ケースに入れる等)
- ⑤ 展示に必要な用具類は、全て出品者が準備してください。(展示台は会場備品使用可) 電源使用の場合、延長コード(3m以上)を各自準備。
- ⑥ 展示室内での、作品設置作業以外の作業はできません。(現場での作品制作は不可)
- ⑦ 作品本体に、帯状用紙・作品名票を、テープ等でしっかり添付すること。(各用紙内容の記入は正確に 誤字注意 鉛筆不可)
- ⑧ 映像作品の上映装置は各学校で用意(モニター、ノートパソコン等)。設置状態については立体規定の最大サイズ内に収まること。(暗室設置不可)

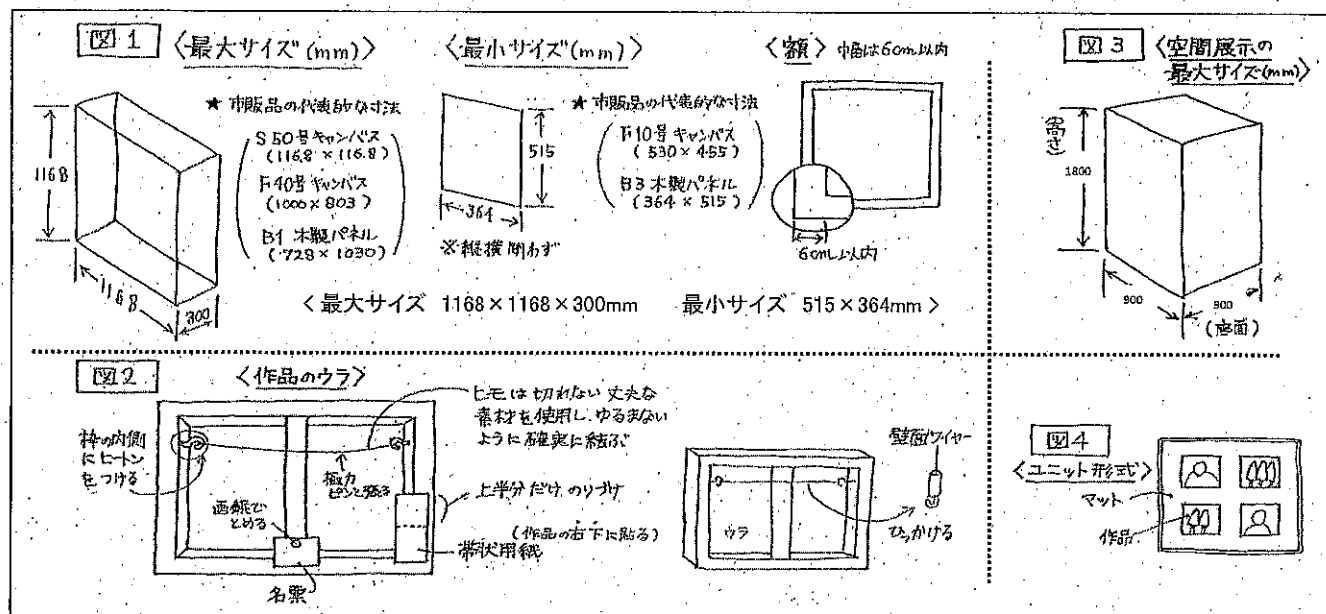
III 共通規定 ① 出品は、1人1点まで。また、1校あたり、壁面展示・空間展示を合わせて16点以内。共同制作も認める。出品料各校7,000円(特別支援学校は3,000円)。

- ② 作品は、オリジナル且つ未発表のものであること。(盗作・模写等は出品不可、校内発表作品は出品可。地区展等の出品作品は出品不可)
・著作権、肖像権などの権利を侵害しないよう、また、特定の団体や個人の名誉毀損にならないように注意してください。
- ③ 安易な既製品の使用は避けてください。(既製品をそのまま展示、プラモの様なキット組立、普通に服をデザインし、縫製しただけのもの等は、出品不可)
- ④ 映像作品上映時間は3分以内。著作権等に関する高文祭出品規定を確認し、裏面確認書を受付に提出ください。(※総文祭出品規定 ノン・インタラクティブ)

IV その他

- ① 油彩作品は、会場の壁面に付着する場合がありますので、乾燥後の搬入をお願い致します。(運搬時等の作品裏面への絵具付着も注意)
- ② 展示位置については、展示場全体レイアウトの関係上、後日移動される場合があります。
- ③ 出品規定に違反している場合、審査委員会協議の上、展示不可や審査対象外となる場合があります。(特に作品サイズ違反に注意)
- ④ 出品作品は、各校顧問、美術科教諭等に必ず確認してもらうこと。また、各校顧問は、出品作品について確認・指導の徹底をお願い致します。
- ⑤ 高文祭への出品を考えている作品は、高文祭の出品規定を確認し、適宜考慮して制作してください。(特に、立体作品の重量等に注意)
- ⑥ 出品作品を撮影した写真等は、メディア等で使用される場合があります。承諾のうえ、ご出品ください。
- ⑦ 展示係校は、できましたら各校展示作業に必要な道具(金槌・ペンチ・文具等)を持参ください。

(出品規定、県展関係について問い合わせ先 宮城県利府高等学校 美術部顧問 佐々木 健 TEL 022-356-3111 学校swanメール可)



映像作品 出品規定 (高文祭出品規定による)

①一般のDVDプレーヤーで再生できる形式であること(MPEG、MP4、AVI、MOVなど)

②3分以内のノン・インタラクティブな作品であること

③再生機材は出品者が用意し、ループ再生、ON/OFF方法を記載した用紙を受付用に準備すること。

④第三者の著作権侵害をしていないこと。シナリオは自作のものであり、建築物、写真、製品、ロゴマークなど著作権があるものの映り込みがないようにすること。

⑤音楽の無断使用にならないよう留意し、自作のもの以外はクレジットを入れること。

(具体的には以下の(1)～(4)のいずれかに該当するものであること。)

(1)自作の音源である。

(2)著作権の切れている楽曲を自身で演奏したものである。

※日本では法改正され、著作者の没後70年(戦時加算10年あり)まで著作権が認められています。昨年まで問題のなかったものでも今年から使用できなくなっているものもあるのでしっかり確認をとること。また、日本国外の場合最長100年まで認められている国もあるので、著作者の国籍や発表された国を確認すること。

(3)フリーの音楽素材である場合は各運営会社・著作者の求める利用規約を遵守した利用であること。

※フリーの音楽素材とは使用料がかからないことであり、勝手に使用して良いというものではありません。運営会社や著作者の利用規約に違反した場合は罰金などが求められることもあります。利用規約をしっかりと読み、必要であれば著作者の確認をとること。

(4)著作料が発生する音楽素材の場合、著作者、レコード会社の内諾を得たうえでJASRACの申請をし、規定の使用料を支払うこと。クレジットにはJASRACのロゴと許可番号も記載のこと。

⑥実写作品である場合、顔が判別できる人物には全て展示の許可を取ること。

⑦「音楽の使用および著作権・肖像権に関する確認書」を提出すること。

※県展では、搬入時に受付へ出品票とともに提出していただきますので、下記確認書を事前記入後、提出願います。(複写可)

音楽の使用および著作権・肖像権に関する確認書

①音楽は無断使用していません。

(該当の番号を○で囲み、求める詳細を記載のこと)

(1)音源は自作のものである

(2)著作権の切れている楽曲を自身で演奏したものである

曲名:

作詞者:

作曲者:

著作者の没年: 作詞者: 年 作曲者: 年

(3)フリーの音楽素材であり、利用規約を遵守している

曲名:

著作者:

※利用規約のコピーを添付

(4)著作料が発生する音楽素材で、JASRACに申請済みである。

曲名:

権利者:

JASRAC許可番号:

②実写作品である場合、顔が判別できる人物へ展示の許可を得ています。

③特定の建築物や製品、写真など著作権を侵害するようなものは映っていません。

④シナリオは自作のものです。

上記事項の通り第三者への著作権、肖像権に配慮したうえで映像作品を制作していることをここに証明します。なお、上記事項に違反していることが判明した場合、展示の中止および受賞の取り消しがあることを了承します。

年 月 日

学校名:

作者 氏名:

顧問氏名:

印